

委任状

尼崎市長 あて

年 月 日

【委任者(被保険者)】

住所・連絡先	〒 電話
署 名	※署名欄を印刷またはゴム印で記入された場合は、押印をしてください。 ※代筆をされた場合は、(代筆者 ○○ ○○)と代筆者の署名を併記してください。

私は次の者を代理人として、下記の事項について委任します。

【受任者(代理人)】 (各種届出書または申請書に記載されている届出者または申請者)

委任者との関係	
住所・連絡先	〒 電話
施設・居宅支援 事業所等の名称	
署 名	※署名欄を印刷またはゴム印で記入された場合は、押印をしてください。

記

【委任事項】

- 1 介護保険被保険者証等再交付申請書の提出に関すること
- 2 介護保険負担割合証・負担限度額認定書再交付申請書の提出に関すること
- 3 次の項目のうち選択した証の受領に関すること

- | | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| ☐ 被保険者証 | ☐ 資格者証 | ☐ 受給資格証明書 |
| ☐ 負担割合証 | ☐ 負担限度額認定証 | ☐ その他 () |

- 4 送付先指定届の提出に関すること (介護保険事業担当からの送付書類に限る)
- 5 介護保険資格取得・異動・喪失の届出に関すること

※窓口へ来庁される際は、受任者(代理人)の必要書類をご提示または添付してください。
郵送にて届出される際は、受任者(代理人)の必要書類の写しを添付してください。

【注意事項】

委任状を偽造(委任者の同意なく作成)した場合、または偽造した委任状を行使した場合は、刑法第159条および第161条(私文書偽造・同行使罪)により罰せられるほか、民事上の損害賠償責任を問われることがあります。

裏面もお読みください。

委任状・本人確認書類について

委任状が不要となる場合

1 同一世帯員の方による申請の場合

委任者(被保険者)の本人確認できるもの及び受任者(代理人)の本人確認ができるものを提示した場合、委任状の提出は不要です。(郵送時は写し添付必須)

2 成年後見人等による申請の場合(写しの提出必須)

登記事項証明書を持参した場合、委任状の添付は不要です。

※ 登記事項証明書の交付を受けるまでの間は、「審判書(謄本)」および「審判確定証明書」の各写しを添付してください。

また、保佐人および補助人につきましても、「審判書(謄本)」において各種手続に関する代理権が確認できる場合には、同様に扱う

委任状が必要な場合

1 上記「委任状が不要となる場合」に該当しない方による申請の場合

委任状の添付必須です。また、届出人の方が任意で定めた委任状の様式では、委任者(被保険者)、受任者(代理人)の署名による委任状の添付を求めます。
代筆者による記入時は、委任者欄に「代筆者 ○○ ○○」と記入してください。

本人確認書類とは

1 被保険者本人と同一世帯員の方による申請の場合

以下の(1)代理権確認書類及び(2)受任者(代理人)の本人確認書類については(1)(2)両方の添付または提示が必要です。

(1) 被保険者からの代理権確認書類

右記いずれか1点	① 委任状(同一世帯員以外と②以外は添付必須) ② 登記事項証明書等(成年後見人等は添付必須) ③ 委任者(被保険者)の本人確認できるもの (・健康保険の資格確認書 ・介護保険被保険者証 ・キャッシュカード ・クレジットカード ・運転免許証 ・年金証書 ・診察券 ・通帳等)
----------	--

(2) 受任者(代理人)の本人確認書類

1点確認の場合 右記いずれか1点 ※写真あり	① 個人番号カード等 (・マイナンバー ・通知カード ・住民票等)	② 運転免許証 ③ パスポート ④ 身障手帳・療養手帳等
2点確認の場合 右記いずれか2点 ※写真なし	① 健康保険の資格確認書 ② 介護保険被保険者証 ③ 年金証書等 ④ 診察券	⑤ キャッシュカード ⑥ クレジットカード ⑦ 通帳等

2 同一世帯員と成年後見人等でない方による申請の場合

(1) 委任状

(2) 受任者(代理人)の事業所による身分証明書及び介護支援専門員証等

(3) 個人等のため上記②がない場合、前項1[受任者(代理人)の本人確認書類]と同様